

「平成 24 年度二酸化炭素削減技術実証試験事業（国庫債務負担行為に係るもの）」のうち
「滝ノ上層観測井掘削作業」仕様書（参加意思確認用）

日本 C C S 調査株式会社

本仕様書の目的は、日本 C C S 調査株式会社（以下、「当社」という。）が、経済産業省から受託した「平成 24 年度二酸化炭素削減技術実証試験事業（国庫債務負担行為に係るもの）」の一部として行う、滝ノ上層観測井掘削作業に関する委託業務の仕様を記載するものである。

1. 作業名称

「滝ノ上層観測井掘削作業」（以下、「本作業」という）

2. 作業概要

当社は、苫小牧地点で実施される C C S 実証試験を安全かつ安定的に実施するために、貯留する C O₂ の挙動把握、並びに C O₂ 圧入と微小振動の関係把握等を目的としたモニタリングを実施する予定であり、その一環として、石狩低地東縁断層帯南部への C O₂ 圧入の影響の有無を観測するために、圧入基地から約 7.5km 東に位置する地点で本観測井を掘削する。

本観測井は滝ノ上層 T1 部層の出現深度（2,300-2,800m 予想）での圧力の長期観測が可能なものとし、その他、温度、微小振動・自然地震の長期観測を実施する坑井に仕上げる。

なお、これら観測用の計測器は掘削終了後に、別途ワイヤーラインによりセットする計画であり、本作業の範囲外である。

3. 坑井名称および作業期間

坑井名 : 滝ノ上層観測井（開坑後は苫小牧 O B - 3 と称す）
住所 : 苫小牧市弁天 58-3（株苫東所有地内（添付敷地位置図参照））
期間 : 契約締結日～平成 26 年 6 月末

4. 坑井仕様概要

予定掘削深度 : 2,800m（垂直井）
予定坑底地層名 : 滝ノ上層 T1 部層
詳細は掘削計画において策定することとするが、最終坑径は 6-1/4” 坑以上とし、外径 94mm（3.7”）の観測機器が坑内に降下可能な仕様とする。

5. 本作業の範囲

本作業実施に必要な下記に示す作業全般を行うものとする。

- ・掘削計画策定
- ・掘削作業準備
- ・坑井敷地造成作業
- ・リグアップ作業
- ・掘削作業
- ・リグダウン作業
- ・敷地整理作業
- ・安全管理
- ・環境対策
- ・地元対応
- ・報告書作成

(1)作業内容

①掘削作業計画策定

当社の基本計画（随意契約又は企画競争公募実施時に提供）に則り、滝ノ上層観測井掘削計画を作成し、敷地造成から整理までを含む掘削作業全般に関する工程及び計画の策定を行う。尚、各計画（掘削工程、掘削手順、ビット・スタビライザー計画、泥水計画、セメンチング計画等）を策定するにあたっては、受託者が保有する苫小牧地区の地質情報を十分に活用し、また坑井仕様を考慮した上で、工期短縮およびコスト削減を目指した掘削計画とすること。

②掘削作業準備

策定した掘削作業計画に則り必要な資機材の調達、掘削リグの選定、各サービスコントラクターの選定を行う。また当社が準備する機材選定に関する補助作業も実施すること。

③敷地造成作業

当社が坑井敷地として借用する範囲内（添付敷地位置図に示す 10,000m²(80m×125m)借用予定)で、リグ設置のため敷地設計を含めた敷地造成を行う。搬入路の造成および水源確保も含む。

機械配置に当たっては、使用するリグに合わせた配置とし、公害防止、安全対策、環境負荷の低減等を考慮し、経済的な配置を提案すること。

尚、全作業期間中に生じるザクは、固化処理後、溶出試験を実施し、その結果を確認してから、産業廃棄物処理（安定型処分場）へ搬出する。

④リグアップ作業

必要掘削機械の搬入・設置、組立および給水配管、電気配線工事を行い掘削作業が可能な状態にする。また、事務所、サブコンハウス等、必要なハウス類の設置を行う。

⑤掘削作業

掘削作業においては作業指示を行い、作業計画に則って工程管理を行う。なお掘削作業において使用するケーシングパイプ、チュービングパイプ、坑口装置、仕上げ機器は当社提供とし、本作業の範囲外とする。

⑥リグダウン作業

掘削作業終了後直ちにリグの解体・搬出を行う。

⑦敷地整理作業

敷地内の機材の撤去および工作物（ザク溜め、泥溜め、防油堤、屋外貯蔵所、セメンチングエリア等）の復旧作業を実施する。

セラーには安全蓋（グレーチング）を設置する。また給水井を設置した場合には廃坑処置を施すこと。

⑧安全管理

受託者は上記(3)～(7)の作業を実施するにあたり、特定元方としての安全管理を行うものとする。

また本業務には鉱山保安法および鉱業法は適用されないが、当社の基準としてこれらの法律を準用することを前提としている。よって安全面の準備として労働安全衛生法はもとより、鉱山保安法に則った工事計画書、保安規定の作成、鉱業法に則った施業案の作成を行い、作業開始前に当社に提出すること。

⑨環境対策

坑廃水処理、騒音対策、振動対策、その他必要とする環境対策を行うとともに、問題が生じた場合には、すみやかな回復対策を講じること。

⑩地元対策

当社が地元および官公署に対して実施する業務内容説明会または打ち合わせ等と同行し、必要に応じて説明補助を行う。また必要に応じて地元対応を行う。

⑪報告書作成

業務内容を網羅した報告書を作成する。

⑫その他

必要とされる許認可の取得、並びに当社が取得する必要があるものについては申請等の資料作成補助。当社提供機材の管理。

コスト管理。

6. 契約形態

委託契約とする

7. 諸手続

本作業を実施するに当たり、以下の官公署等への届出、承認、申請等が必要な場合は、受託者の責任において行ない、書類の写しを当社に提出のこと。これ以外の法律に該当する場合は、申請手続きの実施者を当社と協議して決定すること。ただし、当社が申請する場合においても、必要な書類・図面を作成すること。

- ・労働基準法---適用事業報告
- ・労働安全衛生法---特定元方事業者の事業開始報告、建設工事計画届
- ・消防法--- 危険物一般取扱所設置届、屋外タンク貯蔵所設置届、少量危険物貯蔵届
- ・大気汚染防止法---ばい煙発生施設設置届
- ・水質汚濁防止法
- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・電気事業法
- ・建築基準法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・建設リサイクル法
- ・北海道条例、苫小牧市条例

以 上

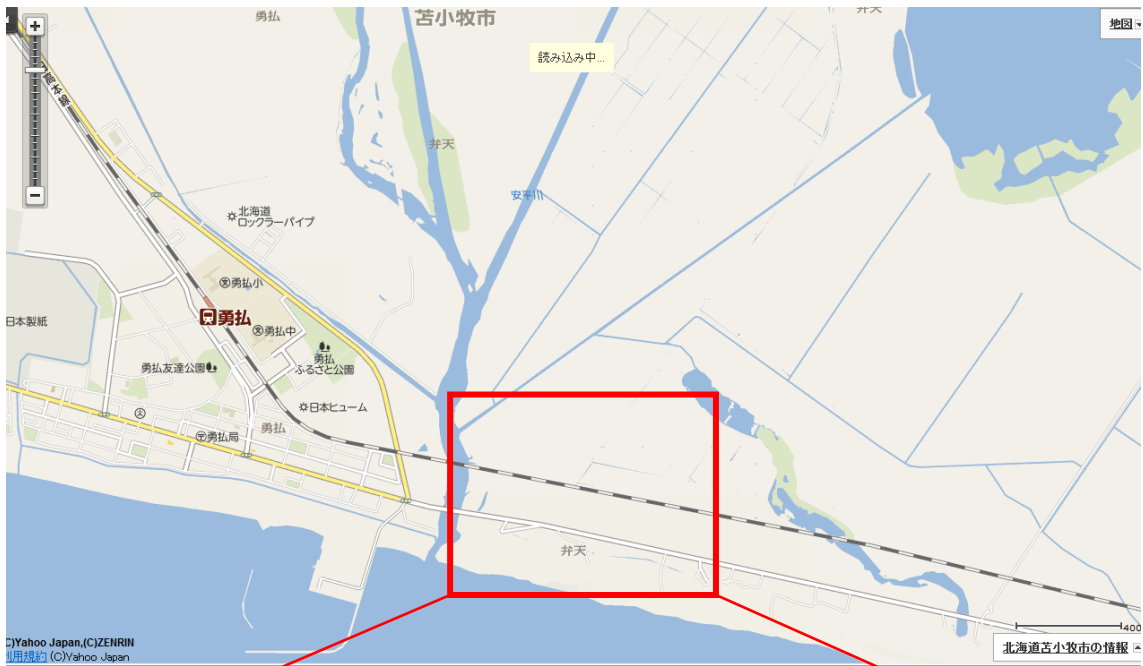


図-1 滝ノ上層観測井敷地位置図